

令和4年

老岐市議会定例会6月会議議案

(令和4年6月9日提出分)

令和4年壱岐市議会定例会6月会議議案

- 報告第4号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について
- 報告第5号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について
- 報告第6号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
- 報告第7号 令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第18号）の専決処分の報告について
- 報告第8号 令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第9号 令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第10号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の報告について
- 議案第28号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）
- 議案第29号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について
- 議案第30号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

報告第4号

壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和4年6月9日提出

壱岐市長 白川博一

専決第3号

専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市税条例の一部改正について専決処分する。

令和4年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

壱岐市税条例の一部を改正する条例

壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号オ中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第4項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第5項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同条第7項中「附則第

15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第16項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第17項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第18項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第19項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第20項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第21項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第22項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第5号

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和4年6月9日提出

壱岐市長 白川博一

専決第4号

専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分する。

令和4年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険税条例（平成16年壱岐市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第6号

損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和4年6月9日提出

壱岐市長 白川博一

専決第5号

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年3月30日専決

壱岐市長 白川博一

記

1 損害賠償の相手方

壱岐市郷ノ浦町 個人

2 損害賠償額

87,351円

3 損害賠償の理由

令和2年9月4日午後2時23分頃、壱岐市勝本町本宮東触の国道382号線において、壱岐市職員が運転する壱岐市公用車が右手空き地へ右折する際、公用車を追い越そうとした損害賠償の相手方の個人所有の車と接触し損傷させた。

報告第7号

令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第18号)の専決処分の
報告について

令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第18号)について地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和4年6月9日提出

壱岐市長 白 川 博 一

令和3年度

一般会計補正予算書

(第18号)

老岐市

専決第6号

専決処分書

地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第18号）

令和3年度壱岐市の一般会計補正予算（第18号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 19,556 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,178,636 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月31日専決

壱岐市長 白川博一

第1表歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		267,658	25,985	293,643
	1 地方揮発油譲与税	67,000	7,260	74,260
	2 自動車重量譲与税	194,000	18,321	212,321
	3 航空機燃料譲与税	144	470	614
	4 森林環境譲与税	6,514	△66	6,448
3 利子割交付金		1,200	△125	1,075
	1 利子割交付金	1,200	△125	1,075
4 配当割交付金		4,900	3,259	8,159
	1 配当割交付金	4,900	3,259	8,159
5 株式等譲渡所得割交付金		1,949	8,350	10,299
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,949	8,350	10,299
6 法人事業税交付金		7,210	13,073	20,283
	1 法人事業税交付金	7,210	13,073	20,283
7 地方消費税交付金		470,598	149,325	619,923
	1 地方消費税交付金	470,598	149,325	619,923
8 ゴルフ場利用税交付金		2,000	291	2,291
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,000	291	2,291
9 環境性能割交付金		16,000	△571	15,429
	1 環境性能割交付金	16,000	△571	15,429
10 地方特例交付金		69,280	△3,947	65,333
	1 地方特例交付金	16,566	△4,017	12,549
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	52,714	70	52,784
11 地方交付税		9,930,293	471,716	10,402,009
	1 地方交付税	9,930,293	471,716	10,402,009
15 国庫支出金		4,419,904	△4,847	4,415,057
	2 国庫補助金	2,732,314	△4,847	2,727,467
16 県支出金		2,591,268	△75	2,591,193
	2 県補助金	1,791,390	△75	1,791,315
18 寄附金		515,501	△141,308	374,193
	1 寄附金	515,501	△141,308	374,193
19 繰入金		1,322,783	△525,682	797,101
	1 基金繰入金	1,322,783	△525,682	797,101

款	項	補正前の額	補正額	計
22 市 債		1,927,400	△15,000	1,912,400
	1 市 債	1,927,400	△15,000	1,912,400
歳入合計		25,198,192	△19,556	25,178,636

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		6,098,765	△16,708	6,082,057
	1 総務管理費	5,760,665	△16,708	5,743,957
3 民 生 費		6,428,759	△3,299	6,425,460
	1 社会福祉費	3,264,944	△780	3,264,164
	2 児童福祉費	2,297,222	△2,519	2,294,703
4 衛 生 費		2,270,880	△24,000	2,246,880
	1 保健衛生費	1,297,611	△14,800	1,282,811
	2 清 掃 費	973,269	△9,200	964,069
5 農 林 水 産 業 費		1,892,605	△12,871	1,879,734
	1 農 業 費	1,085,752	△2,200	1,083,552
	2 林 業 費	31,583	△149	31,434
	3 水 産 業 費	775,270	△10,522	764,748
6 商 工 費		613,116	△374	612,742
	1 商 工 費	613,116	△374	612,742
7 土 木 費		1,980,251	△2,492	1,977,759
	2 道路橋りょう費	1,435,376	0	1,435,376
	3 河 川 費	34,991	△682	34,309
	4 港 湾 費	119,767	△468	119,299
	7 住 宅 費	101,281	△1,342	99,939
8 消 防 費		705,299	△7,446	697,853
	1 消 防 費	705,299	△7,446	697,853
9 教 育 費		1,906,759	47,934	1,954,693
	1 教育総務費	195,005	50,000	245,005
	2 小 学 校 費	451,835	△2,010	449,825
	3 中 学 校 費	279,034	△56	278,978
	4 幼 稚 園 費	208,594	0	208,594
	5 社会教育費	461,220	0	461,220
	6 保健体育費	104,062	0	104,062
10 災 害 復 旧 費		179,065	△300	178,765
	2 公共土木施設 災害復旧費	96,849	△300	96,549
歳 出 合 計		25,198,192	△19,556	25,178,636

第2表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	老人ホーム給湯設備改修工事	7,115
5 農林水産業費	3 水産業費	下水道事業特別会計繰出金（漁業集落排水整備事業）	4,352
7 土木費	6 下水道費	下水道事業特別会計繰出金（公共下水道事業）	3,204
8 消防費	1 消防費	消防団車両購入事業費	20,130
合 計			34,801

2. 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
5 農林水産業費	1 農業費	県営事業費	21,500	21,632
合		計	21,500	21,632

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
辺地対策事業債	299,300	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	285,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
過疎対策事業債	536,400	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	542,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農 林 水 産 債	43,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	41,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
土 木 債	184,100	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	180,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消 防 債	9,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	9,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
災害復旧事業債	65,000	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	63,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	267,658	25,985	293,643
3 利子割交付金	1,200	△125	1,075
4 配当割交付金	4,900	3,259	8,159
5 株式等譲渡所得割交付金	1,949	8,350	10,299
6 法人事業税交付金	7,210	13,073	20,283
7 地方消費税交付金	470,598	149,325	619,923
8 ゴルフ場利用税交付金	2,000	291	2,291
9 環境性能割交付金	16,000	△571	15,429
10 地方特例交付金	69,280	△3,947	65,333
11 地方交付税	9,930,293	471,716	10,402,009
15 国庫支出金	4,419,904	△4,847	4,415,057
16 県支出金	2,591,268	△75	2,591,193
18 寄附金	515,501	△141,308	374,193
19 繰入金	1,322,783	△525,682	797,101
22 市債	1,927,400	△15,000	1,912,400
歳入合計	25,198,192	△19,556	25,178,636

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	6,098,765	△16,708	6,082,057
3 民生費	6,428,759	△3,299	6,425,460
4 衛生費	2,270,880	△24,000	2,246,880
5 農林水産業費	1,892,605	△12,871	1,879,734
6 商工費	613,116	△374	612,742
7 土木費	1,980,251	△2,492	1,977,759
8 消防費	705,299	△7,446	697,853
9 教育費	1,906,759	47,934	1,954,693
10 災害復旧費	179,065	△300	178,765
歳出合計	25,198,192	△19,556	25,178,636

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	11,400	△429,944	401,836
	△1,400	△10,800	8,901
		△25,100	1,100
△75	7,459	△37,308	17,053
	△807	△70,238	70,671
	△15,370	△400	13,278
△1,134	△3,800	△8,100	5,588
△3,713	△11,493	△87,800	150,940
	△12,389		12,089
△4,922	△26,400	△669,690	681,456

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		地方譲与税	267,658	25,985	293,643
	1	地方揮発油譲与税	67,000	7,260	74,260
		1 地方揮発油譲与税	67,000	7,260	74,260
	2	自動車重量譲与税	194,000	18,321	212,321
		1 自動車重量譲与税	194,000	18,321	212,321
	3	航空機燃料譲与税	144	470	614
		1 航空機燃料譲与税	144	470	614
	4	森林環境譲与税	6,514	△66	6,448
		1 森林環境譲与税	6,514	△66	6,448

3		利子割交付金	1,200	△125	1,075
	1	利子割交付金	1,200	△125	1,075
		1 利子割交付金	1,200	△125	1,075

4		配当割交付金	4,900	3,259	8,159
	1	配当割交付金	4,900	3,259	8,159
		1 配当割交付金	4,900	3,259	8,159

5		株式等譲渡所得割交付金	1,949	8,350	10,299
	1	株式等譲渡所得割交付金	1,949	8,350	10,299
		1 株式等譲渡所得割交付金	1,949	8,350	10,299

6		法人事業税交付金	7,210	13,073	20,283
	1	法人事業税交付金	7,210	13,073	20,283
		1 法人事業税交付金	7,210	13,073	20,283

7		地方消費税交付金	470,598	149,325	619,923
	1	地方消費税交付金	470,598	149,325	619,923
		1 地方消費税交付金	470,598	149,325	619,923

2 地方譲与税 - 7 地方消費税交付金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方揮発油譲与税	7,260	地方揮発油譲与税	7,260
1 自動車重量譲与税	18,321	自動車重量譲与税	18,321
1 航空機燃料譲与税	470	航空機燃料譲与税	470
1 森林環境譲与税	△66	森林環境譲与税	△66
1 利子割交付金	△125	利子割交付金	△125
1 配当割交付金	3,259	配当割交付金	3,259
1 株式等譲渡所得割交付金	8,350	株式等譲渡所得割交付金	8,350
1 法人事業税交付金	13,073	法人事業税交付金	13,073
1 地方消費税交付金	149,325	地方消費税交付金	53,209

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
8	ゴルフ場利用税交付金	2,000	291	2,291
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,000	291	2,291
	1 ゴルフ場利用税交付金	2,000	291	2,291
9	環境性能割交付金	16,000	△571	15,429
	1 環境性能割交付金	16,000	△571	15,429
	1 環境性能割交付金	16,000	△571	15,429
10	地方特例交付金	69,280	△3,947	65,333
	1 地方特例交付金	16,566	△4,017	12,549
	1 地方特例交付金	16,566	△4,017	12,549
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	52,714	70	52,784
	1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	52,714	70	52,784
11	地方交付税	9,930,293	471,716	10,402,009
	1 地方交付税	9,930,293	471,716	10,402,009
	1 地方交付税	9,930,293	471,716	10,402,009
15	国庫支出金	4,419,904	△4,847	4,415,057
	2 国庫補助金	2,732,314	△4,847	2,727,467
	6 消防費国庫補助金	18,762	△1,134	17,628
	7 教育費国庫補助金	23,865	△3,713	20,152
16	県支出金	2,591,268	△75	2,591,193
	2 県補助金	1,791,390	△75	1,791,315

7 地方消費税交付金 - 16 県支出金

節		説明	
区分	金額		
		地方消費税交付金（社会保障財源化分）	96,116
1 ゴルフ場利用税交付金	291	ゴルフ場利用税交付金	291
1 環境性能割交付金	△571	環境性能割交付金	△571
1 地方特例交付金	△4,017	地方特例交付金	△4,017
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減取補填特別交付金	70	新型コロナウイルス感染症対策地方税減取補填特別交付金	70
1 地方交付税	471,716	普通交付税 特別交付税	126,309 345,407
1 消防費補助金	△1,134	緊急消防援助隊設備整備費補助金	△1,134
1 小学校費補助金	△3,713	学校施設環境改善交付金	△3,713

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	4 農林水産業費県補助金	673,252	△75	673,177

18	寄附金	515,501	△141,308	374,193
	1 寄附金	515,501	△141,308	374,193
	2 指定寄附金	515,500	△141,308	374,192

19	繰入金	1,322,783	△525,682	797,101
	1 基金繰入金	1,322,783	△525,682	797,101
	1 基金繰入金	1,322,783	△525,682	797,101

22	市債	1,927,400	△15,000	1,912,400
	1 市債	1,927,400	△15,000	1,912,400
	1 辺地対策事業債	299,300	△13,400	285,900
	2 過疎対策事業債	891,300	5,600	896,900
	4 農林水産債	43,600	△2,000	41,600
	5 土木債	184,100	△3,200	180,900
	6 消防債	9,900	△900	9,000
	8 災害復旧事業債	65,000	△1,100	63,900

節		説明	
区分	金額		
2 林業費補助金	△75	林業費補助金 自然災害防止事業費補助金	△75
1 指定寄附金	△141,308	ふるさと応援寄附金	△141,308
1 基金繰入金	△525,682	栽培漁業振興基金繰入金 △11,800 沿岸漁業振興基金繰入金 92 合併振興基金 △320,336 ふるさと応援基金 △104,000 過疎地域持続的発展特別事業基金 △89,638	
1 辺地対策事業債	△13,400	辺地対策事業	△13,400
1 過疎対策事業債	5,600	過疎対策事業	5,600
2 緊急自然災害防止対策事業債	△500	緊急自然災害防止対策事業債	△500
5 公共事業等債	△1,500	公共事業等債	△1,500
2 公営住宅建設事業債	△1,200	公営住宅建設事業	△1,200
3 緊急浚渫推進事業債	△900	緊急浚渫推進事業債	△900
4 補正予算債	△1,000	補正予算債	△1,000
5 緊急自然災害防止対策事業債	△100	緊急自然災害防止対策事業債	△100
1 防災対策事業債	△900	防災基盤整備事業	△900
1 単独災害復旧事業債	△12,400	公共土木施設等災害復旧事業（現年災単独） △12,500 公共土木施設等災害復旧事業（過年災単独） 100	
2 補助災害復旧事業債	11,300	公共土木施設等災害復旧事業（現年災補助） △100 公共土木施設等災害復旧事業（現年災補助施越） 11,400	

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	6,098,765	△16,708	6,082,057		11,400	△429,944	401,836
1	総務管理費	5,760,665	△16,708	5,743,957		11,400	△429,944	401,836
	1 一般管理費	948,348	0	948,348			△1,400	1,400
	3 財政管理費	962,127	214,400	1,176,527				214,400
	6 企画費	1,901,597	△210,008	1,691,589			△208,008	△2,000
	7 情報管理費	528,005	△21,100	506,905		11,400	△220,536	188,036

3	民生費	6,428,759	△3,299	6,425,460		△1,400	△10,800	8,901
1	社会福祉費	3,264,944	△780	3,264,164		△800	△6,500	6,520
	3 老人福祉費	105,126	0	105,126			△2,000	2,000
	5 介護保険事業費	596,196	0	596,196			△4,500	4,500
	6 老人福祉施設費	312,734	△780	311,954		△800		20

2 総務費 - 3 民生費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		(財源調整)
24 積立金	214,400	元金積立金 減債基金積立金 200,000 過疎地域持続的発展特別事業基金積立金 14,400
7 報償費	△31,000	報償金(品) ふるさと納税返礼品 △31,000
11 役務費	△7,200	通信運搬費 運搬料 △7,200
12 委託料	△16,600	一般業務委託料 ふるさと納税支援業務 △16,600
18 負担金、補助及び交付金	△13,900	事業費補助金 定住奨励事業 △7,900 結婚新生活支援事業費補助金 △6,000
24 積立金	△141,308	元金積立金 ふるさと応援基金積立金 △141,308
10 需用費	△3,200	修繕料 施設修繕料(その他) △3,200
12 委託料	△12,700	一般業務委託料 システム整備業務 △12,700
14 工事請負費	△3,000	維持補修工事費 維持補修工事(その他)
17 備品購入費	△2,200	一般備品購入費 機械器具費

		(財源調整)
		(財源調整)
12 委託料	△395	建設業務委託料(事業用資産) 設計業務 △395

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	児童福祉費	2,297,222	△2,519	2,294,703		△600	△4,300	2,381
	1 児童福祉総務費	272,485	△1,500	270,985			△4,300	2,800
	4 保育所費	686,141	△1,019	685,122		△600		△419

4	衛生費	2,270,880	△24,000	2,246,880			△25,100	1,100
	1 保健衛生費	1,297,611	△14,800	1,282,811			△15,800	1,000
	1 保健衛生総務費	360,251	△12,800	347,451			△13,700	900
	2 予防費	293,561	△2,000	291,561			△2,100	100
	2 清掃費	973,269	△9,200	964,069			△9,300	100
	2 塵芥処理費	598,112	△6,900	591,212			△7,000	100
	3 し尿処理費	248,942	△2,300	246,642			△2,300	

5	農林水産業費	1,892,605	△12,871	1,879,734	△75	7,459	△37,308	17,053
	1 農業費	1,085,752	△2,200	1,083,552		△600	2,200	△3,800
	3 農業振興費	159,512	0	159,512			△600	600
	4 畜産業費	258,545	△2,200	256,345			2,800	△5,000
	5 農地費	527,155	0	527,155		△600		600
	2 林業費	31,583	△149	31,434	△75	△500		426

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	△385	建設工事費 (事業用資産) 改修工事
7 報償費	△1,500	賞賜金 (品) 出産祝金 △1,500
12 委託料	△429	建設業務委託料 (事業用資産) 設計監理業務 △429
14 工事請負費	△590	建設工事費 (事業用資産) 改修工事

12 委託料	△11,700	一般業務委託料 母子保健検診 △3,300 ガン検診 △8,400
18 負担金、補助 及び交付金	△1,100	事業費補助金 特定不妊治療費助成金 △1,100
12 委託料	△2,000	一般業務委託料 予防接種 (任意接種分) △2,000
14 工事請負費	△6,900	建設工事費 (事業用資産) 改修工事
14 工事請負費	△2,300	建設工事費 (事業用資産) 改修工事

18 負担金、補助 及び交付金	△2,200	(財源調整) 事業費補助金 家畜導入事業費 △2,200
		(財源調整)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 林業振興費	30,140	△149	29,991	△75	△500		426
3 水産業費	775,270	△10,522	764,748		8,559	△39,508	20,427
1 水産業総務費	151,714	△7,100	144,614		△14	△29,800	22,714
2 水産業振興費	369,222	△2,608	366,614			△9,708	7,100
3 漁港管理費	44,567	△753	43,814		△1,227		474
4 漁港漁場整備費	126,688	△61	126,627		9,800		△9,861

6	商工費	613,116	△374	612,742		△807	△70,238	70,671
1	商工費	613,116	△374	612,742		△807	△70,238	70,671
2	商工振興費	162,413	0	162,413			2,040	△2,040
4	観光費	306,709	△374	306,335		△807	△72,278	72,711

7	土木費	1,980,251	△2,492	1,977,759		△15,370	△400	13,278
2	道路橋りょう費	1,435,376	0	1,435,376		△10,211	△700	10,911
1	道路橋りょう総務費	14,333	0	14,333		△7,958		7,958
2	道路橋りょう維持費	207,578	0	207,578			△700	700
3	道路橋りょう新設改良費	1,213,465	0	1,213,465		△2,253		2,253
3	河川費	34,991	△682	34,309		△1,000	300	18

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	△149	建設工事費（事業用資産） 災害復旧工事
18 負担金、補助 及び交付金	△7,100	負担金 磯焼け対策協議会負担金 △7,100
18 負担金、補助 及び交付金	△2,700	事業費補助金 漁業経営継続対策事業 △2,700
24 積立金	92	元金積立金 沿岸漁業振興基金積立金 92
14 工事請負費	△327	維持補修工事費 維持補修工事（その他）
18 負担金、補助 及び交付金	△426	負担金 県営漁港事業 △426
12 委託料	△61	建設業務委託料（インフラ資産） 調査設計業務 △61

		(財源調整)
12 委託料	△374	建設業務委託料（事業用資産） 設計監理業務 △374

		(財源調整)
		(財源調整)
		(財源調整)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
1 河川総務費	23,469	△681	22,788		△900	300	△81	
2 急傾斜地崩壊対策費	11,522	△1	11,521		△100		99	
4 港湾費	119,767	△468	119,299		△2,959		2,491	
1 港湾管理費	119,767	△468	119,299		△2,959		2,491	
7 住宅費	101,281	△1,342	99,939		△1,200		△142	
1 住宅管理費	88,086	0	88,086	△800			800	
2 住宅建設費	13,195	△1,342	11,853	800	△1,200		△942	

8	消防費	705,299	△7,446	697,853	△1,134	△3,800	△8,100	5,588
1	消防費	705,299	△7,446	697,853	△1,134	△3,800	△8,100	5,588
	1 常備消防費	486,935	△959	485,976	△1,134	631		△456
	3 消防施設費	84,121	△6,346	77,775		△3,531	△8,100	5,285
	4 防災費	29,979	△141	29,838		△200		59
	5 災害対策費	15,325	0	15,325		△700		700

9	教育費	1,906,759	47,934	1,954,693	△3,713	△11,493	△87,800	150,940
1	教育総務費	195,005	50,000	245,005		109		49,891
	2 事務局費	143,124	50,000	193,124		109		49,891

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	△681	維持補修工事費 維持補修工事（その他）
14 工事請負費	△1	建設工事費（インフラ資産） 改修工事
12 委託料	△468	建設業務委託料（インフラ資産） 測量設計業務
		△468
		（財源調整）
12 委託料	△400	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務
		△400
14 工事請負費	△942	建設工事費（事業用資産） 改修工事

17 備品購入費	△959	重要備品購入費 公用車購入費
14 工事請負費	△22	建設工事費（事業用資産） 新規整備工事
16 公有財産 購入費	△17	土地購入費 土地購入費（事業用資産）
		△17
17 備品購入費	△6,307	一般備品購入費 機械器具費 重要備品購入費 公用車購入費
14 工事請負費	△141	建設工事費（事業用資産） 更新整備工事
		（財源調整）

24 積立金	50,000	元金積立金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	小学校費	451,835	△2,010	449,825	△3,713	△11,109	△10,000	22,812
	1 学校管理費	360,616	△2,010	358,606	△3,713	△11,109	△5,900	18,712
	2 教育振興費	91,219	0	91,219			△4,100	4,100
3	中学校費	279,034	△56	278,978		△300	△85,000	85,244
	1 学校管理費	220,940	△56	220,884		△300	△82,600	82,844
	2 教育振興費	58,094	0	58,094			△2,400	2,400
4	幼稚園費	208,594	0	208,594			△400	400
	1 幼稚園費	208,594	0	208,594			△400	400
5	社会教育費	461,220	0	461,220		△93	7,600	△7,507
	2 青少年育成費	9,146	0	9,146			△700	700
	6 文化財保護費	190,999	0	190,999		△93	8,300	△8,207
6	保健体育費	104,062	0	104,062		△100		100
	1 保健体育総務費	104,062	0	104,062		△100		100

10	災害復旧費	179,065	△300	178,765		△12,389		12,089
	2 公共土木施設災害復旧費	96,849	△300	96,549		△12,389		12,089
	1 公共土木施設災害復旧費	96,849	△300	96,549		△12,389		12,089

節		説明
区分	金額	
		学校施設整備基金積立金 50,000
12 委託料	△285	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務 △285
14 工事請負費	△1,725	建設工事費（事業用資産） 新規整備工事
		（財源調整）
12 委託料	△56	建設業務委託料（事業用資産） 設計業務 △56
		（財源調整）

14 工事請負費	△300	建設工事費（インフラ資産） 災害復旧工事

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,812,804	20,235,417	1,867,800	2,269,218	19,833,999
(1) 総務	112,350	99,872	0	20,382	79,490
(2) 民生	39,009	49,252	3,100	5,933	46,419
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,115,496	954,328	41,600	155,465	840,463
(5) 商工	82,052	106,403	0	5,790	100,613
(6) 土木	491,430	424,841	171,800	62,860	533,781
(7) 公営住宅	717,213	871,461	199,100	25,310	1,045,251
(8) 消防	122,700	168,068	9,000	11,781	165,287
(9) 教育	940,313	909,468	600	55,307	854,761
(10) 辺地	1,734,471	1,818,873	312,100	238,350	1,892,623
(11) 過疎	6,368,048	6,630,075	1,130,500	776,048	6,984,527
(12) 合併特例	9,089,722	8,202,776	0	911,992	7,290,784
2. 災害復旧債	529,708	662,939	75,300	54,165	684,074
(1) 補助	258,079	271,902	30,000	26,595	275,307
(2) 単独	271,629	391,037	45,300	27,570	408,767
3. その他	6,414,298	6,331,129	430,500	504,321	6,257,308
(1) 臨時財政対策債	6,414,298	6,296,105	430,500	504,321	6,222,284
(2) 減収補填債	0	35,024	0	0	35,024
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合計	27,756,810	27,229,485	2,373,600	2,827,704	26,775,381

報告第8号

令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書の
報告について

令和3年度壱岐市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り
越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和4年6月9日提出

壱岐市長 白川博一

令和3年度 老岐市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
1	議会費	老岐市議会中継システム映像設備カメラ改修工事	4,950,000	3,354,600	0	1,000,000	0	0	2,354,600
2	総務管理費	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業(しま旅滞在促進事業)	52,396,000	42,616,000	0	30,000,000	0	0	12,616,000
		地域情報通信推進事業費	87,662,000	86,122,000	0	5,000,000	74,400,000	0	6,722,000
		観光需要喚起対策事業	16,000,000	11,856,370	0	10,000,000	0	0	1,856,370
		新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金	66,270,000	85,350	0	0	0	0	85,350
		新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	1,600,000	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業	34,000,000	34,000,000	0	0	0	0	34,000,000
3	1 社会福祉費	老人ホーム給湯設備改修工事	7,115,000	7,115,000	0	0	7,100,000	0	15,000
	2 児童福祉費	老岐市子育て世帯臨時特別給付金	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	0	0	0
5	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	38,126,000	30,450,000	0	30,450,000	0	0	0
		農村地域防災減災事業	6,800,000	6,800,000	0	6,695,000	0	0	105,000
		県営事業費	21,632,000	21,632,000	0	0	21,600,000	0	32,000
	3 水産業費	県営漁港事業地元負担金	875,000	875,000	0	0	800,000	0	75,000
		漁村再生交付金事業	19,600,000	19,600,000	0	13,090,000	6,200,000	0	310,000
		水産物供給基盤機能保全事業	32,000,000	31,290,000	0	18,540,000	11,400,000	0	1,350,000
		下水道事業特別会計繰出金(漁業集落排水整備事業)	4,352,000	4,352,000	0	0	3,500,000	0	852,000

令和3年度 老岐市一般会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	694,000,000	660,460,000	0	442,127,000	217,200,000	0	1,133,000
		道路改良費（起債）	70,000,000	57,930,000	0	0	57,900,000	0	30,000
	4 港湾費	県営港湾事業地元負担金	19,625,000	4,000,000	0	0	4,000,000	0	0
		郷ノ浦港ターミナルビル改修事業	47,000,000	42,424,000	0	14,280,000	28,100,000	0	44,000
	5 都市計画費	街なみ環境整備事業	12,000,000	4,000,000	0	2,000,000	0	0	2,000,000
	6 下水道費	下水道事業特別会計繰出金（公共下水道事業）	3,204,000	3,203,300	0	0	2,600,000	0	603,300
8 消防費	1 消防費	消防団車両購入事業費	20,130,000	20,130,000	0	0	10,800,000	0	9,330,000
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年災）	55,616,000	30,402,000	0	29,924,000	0	86,500	391,500
	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災）	53,000,000	37,392,000	0	7,564,000	25,800,000	0	4,028,000
合 計			1,368,953,000	1,162,589,620	0	611,670,000	471,400,000	86,500	79,433,120

報告第9号

令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書の
報告について

令和3年度壱岐市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌
年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報
告する。

令和4年6月9日提出

壱岐市長 白川博一

令和3年度 老岐市下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	国県支出金	地方債	その他	一般財源		
1	下水道事業費	2	施設整備費	下水道ストックマネジメント基本計画に基づく 公共下水道施設改築・改修工事	20,392,000	11,646,300	0	5,743,000	2,700,000	3,203,300	0
2	漁業集落排水整備 事業費	2	施設整備費	山崎地区水処理施設機能保全対策工事	14,704,000	14,704,000	0	6,852,000	3,500,000	4,352,000	0
合 計				35,096,000	26,350,300	0	12,595,000	6,200,000	7,555,300	0	

報告第10号

令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)の専決処分の報告について

令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第1号)について地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第6号及び第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

令和4年6月9日提出

壱岐市長 白川博一

令和4年度

一般会計補正予算書

(第1号)

老岐市

専決第7号

専決処分書

地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第6号及び第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第1号）

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 76,036 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,466,036 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月27日専決

壱岐市長 白川博一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		2,497,348	61,992	2,559,340
	2 国庫補助金	848,985	61,992	910,977
16 県支出金		2,064,196	14,044	2,078,240
	3 県委託金	99,382	14,044	113,426
歳 入 合 計		22,390,000	76,036	22,466,036

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,058,810	14,044	4,072,854
	4 選 挙 費	35,472	14,044	49,516
3 民 生 費		5,963,784	61,992	6,025,776
	2 児 童 福 祉 費	1,823,803	61,992	1,885,795
歳 出 合 計		22,390,000	76,036	22,466,036

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	2,497,348	61,992	2,559,340
16 県支出金	2,064,196	14,044	2,078,240
歳入合計	22,390,000	76,036	22,466,036

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	4,058,810	14,044	4,072,854
3 民 生 費	5,963,784	61,992	6,025,776
歳 出 合 計	22,390,000	76,036	22,466,036

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
14,044			
61,992			
76,036			

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	2,497,348	61,992	2,559,340
	2 国庫補助金	848,985	61,992	910,977
	2 民生費国庫補助金	92,179	61,992	154,171

16	県支出金	2,064,196	14,044	2,078,240
	3 県委託金	99,382	14,044	113,426
	1 総務費県委託金	62,620	14,044	76,664

15 国庫支出金 - 16 県支出金
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	61,992	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分） 事業費	35,000
		子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分） 事務費	1,263
		子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分） 事業費	25,000
		子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分） 事務費	729
4 選挙費委託金	14,044	県議会議員選挙費委託金	14,044

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	4,058,810	14,044	4,072,854	14,044			
4	選挙費	35,472	14,044	49,516	14,044			
3	長崎県議会議員選挙費	7,160	14,044	21,204	14,044			

3	民生費	5,963,784	61,992	6,025,776	61,992			
2	児童福祉費	1,823,803	61,992	1,885,795	61,992			
2	児童措置費	816,901	61,992	878,893	61,992			

2 総務費 - 3 民生費
(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 報酬	2,757	行政委員報酬 選挙管理委員報酬 会計年度任用職員報酬 その他非常勤職員報酬 投開票管理者・立会人等報酬	224 1,557 976
3 職員手当等	6,858	時間外勤務手当 時間外勤務手当（一般職） 時間外勤務手当（会計年度任用職）フルタイム 管理職員特別勤務手当	6,378 300 180
7 報償費	23	報償金（品） 謝礼金	23
8 旅費	103	費用弁償 普通旅費	74 29
10 需用費	1,172	消耗品費 食糧費 印刷製本費 修繕料 物品修繕料	300 172 600 100
11 役務費	1,496	通信運搬費 郵便料	1,496
12 委託料	1,202	一般業務委託料 掲示場設置作業 自書式投票用紙読取分類機調整業務	742 460
13 使用料及び賃借料	433	賃借料 自動車借上料 船舶借上料 物品借上料 会場借上料	120 40 100 173

3 職員手当等	1,125	時間外勤務手当 時間外勤務手当（一般職）	1,125
10 需用費	500	消耗品費 印刷製本費	250 250

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	

節		説明
区分	金額	
11 役 務 費	367	通信運搬費 郵便料 284 手数料 振込手数料 83
18 負担金、補助 及び交付金	60,000	給付費 子育て世帯生活支援特別給付金 35,000 ひとり親世帯生活支援特別給付金 25,000

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	年間支給率 期末手当	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長 等	3		23,232	3.25月分 7,304	2,185	32,721	3,128	35,849	
	議 員	16	59,460		3.25月分 18,005		77,465	18,756	96,221	
	その他	1,756	106,056				106,056		106,056	
	計	1,775	165,516	23,232	25,309	2,185	216,242	21,884	238,126	
補正前	長 等	3		23,232	3.25月分 7,304	2,185	32,721	3,128	35,849	
	議 員	16	59,460		3.25月分 18,005		77,465	18,756	96,221	
	その他	1,749	104,856				104,856		104,856	
	計	1,768	164,316	23,232	25,309	2,185	215,042	21,884	236,926	
比 較	長 等									
	議 員									
	その他	7	1,200				1,200		1,200	
	計	7	1,200				1,200		1,200	

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(436) 564	414,329	1,807,305	1,115,393	3,337,027	626,233	3,963,260	
補正前	(421) 564	412,772	1,807,305	1,107,410	3,327,487	626,233	3,953,720	
比 較	(15)	1,557		7,983	9,540		9,540	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	54,834	11,556	28,799	32,560	102,611	2,254	1,152	8,868	17,732	29,076
	補正前	54,834	11,556	28,799	32,560	94,808	2,254	972	8,868	17,732	29,076
	比 較					7,803		180			

の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	427,803	232,763	35,885	121,668	1,100	2,058	3,242	519	913	1,115,393
	補正前	427,803	232,763	35,885	121,668	1,100	2,058	3,242	519	913	1,107,410
	比 較										

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	388		1,402,520	951,681	2,354,201	461,086	2,815,287	
補正前	388		1,402,520	943,998	2,346,518	461,086	2,807,604	
比 較				7,683	7,683		7,683	

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	54,834	11,556	19,792	32,560	91,711	2,254	1,152	7,908	17,732	29,076
	補正前	54,834	11,556	19,792	32,560	84,208	2,254	972	7,908	17,732	29,076
	比 較					7,503		180			
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	288,713	232,763	32,130	121,668	1,100	2,058	3,242	519	913	951,681
	補正前	288,713	232,763	32,130	121,668	1,100	2,058	3,242	519	913	943,998
	比 較										7,683

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(436) 176	414,329	404,785	163,712	982,826	165,147	1,147,973	
補正前	(421) 176	412,772	404,785	163,412	980,969	165,147	1,146,116	
比 較	(15)	1,557		300	1,857		1,857	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後			9,007		10,900			960		
	補正前			9,007		10,600			960		
	比 較					300					
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	139,090		3,755							163,712
	補正前	139,090		3,755							163,412
	比 較										300

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	7,683	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	7,683	時間外勤務手当 7,503 管理職員特別勤務手当 180	

令和4年度

一般会計補正予算書

(第2号)

老岐市

議案第 28 号

令和 4 年度壱岐市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 22,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,488,036 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 9 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
22 市 債		1,949,500	22,000	1,971,500
	1 市 債	1,949,500	22,000	1,971,500
歳 入 合 計		22,466,036	22,000	22,488,036

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 土 木 費		1,469,661	22,000	1,491,661
	4 港 湾 費	85,688	22,000	107,688
歳 出 合 計		22,466,036	22,000	22,488,036

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債	501,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	523,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,949,500	22,000	1,971,500
歳入合計	22,466,036	22,000	22,488,036

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
7 土 木 費	1,469,661	22,000	1,491,661
歳 出 合 計	22,466,036	22,000	22,488,036

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	22,000		
	22,000		

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
22	市債	1,949,500	22,000	1,971,500
	1 市債	1,949,500	22,000	1,971,500
	2 過疎対策事業債	758,100	22,000	780,100

節		説明
区分	金額	
1 過疎対策事業債	22,000	過疎対策事業 22,000

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7	土木費	1,469,661	22,000	1,491,661		22,000		
	4 港湾費	85,688	22,000	107,688		22,000		
	1 港湾管理費	85,688	22,000	107,688		22,000		

7 土木費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	22,000	建設工事費（事業用資産） 改修工事

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,235,417	19,833,999	2,017,500	2,305,119	19,546,380
(1) 総務	99,872	79,490	131,300	9,087	201,703
(2) 民生	49,252	46,419	12,500	6,229	52,690
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	954,328	840,463	175,000	138,760	876,703
(5) 商工	106,403	100,613	0	7,914	92,699
(6) 土木	424,841	533,781	201,800	59,746	675,835
(7) 公営住宅	871,461	1,045,251	108,200	30,270	1,123,181
(8) 消防	168,068	165,287	27,300	14,703	177,884
(9) 教育	909,468	854,761	44,500	82,284	816,977
(10) 辺地	1,818,873	1,892,623	363,400	248,357	2,007,666
(11) 過疎	6,630,075	6,984,527	953,500	771,653	7,166,374
(12) 合併特例	8,202,776	7,290,784	0	936,116	6,354,668
2. 災害復旧債	662,939	684,074	26,200	70,507	639,767
(1) 補助	271,902	275,307	2,800	32,945	245,162
(2) 単独	391,037	408,767	23,400	37,562	394,605
3. その他	6,331,129	6,257,308	400,000	532,454	6,124,854
(1) 臨時財政対策債	6,296,105	6,222,284	400,000	532,454	6,089,830
(2) 減収補填債	35,024	35,024	0	0	35,024
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合計	27,229,485	26,775,381	2,443,700	2,908,080	26,311,001

議案第 29 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画（変更）の策定について

武生水 C 辺地（変更）、柳田 A 辺地（変更）、志原 B 辺地（変更）、西可須辺地（変更）、諸吉辺地（変更）、中野郷辺地（変更）、大左右・中山辺地（変更）、石田辺地（変更）、筒城辺地（変更）、武生水 A 辺地、柳田 B 辺地、初山 A 辺地、初山 B 辺地、勝本辺地、東可須辺地、立石辺地及び池田辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和 4 年 6 月 9 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

（提案理由）

辺地対策事業債を活用するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 武生水C 辺地

(辺地の人口 1,715 人)

(辺地の面積 3.2 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町永田触、片原触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町片原触219番地9

(3) 辺地度点数

159 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道獅子の子坂1号線は片原触集落を縦断し、一般県道渡良浦初瀬線へ接続する地元住民にとって重要な路線であるが、現況の道路幅員が3.0m程度であり、視距も悪い急曲な箇所も多数存在することから危険な状態であるため、早急な整備を行い交通の安全を確保したい。

市道片原中央線は、両側切土区間における切土法面(モルタル吹付)であり、交通量が多い主要な路線である。法面施設の定期点検を実施したところ、当該箇所においてモルタル片の浮きを伴うクラックが発生しており、非常に危険な状態であった。モルタル片の剥落による第三者への被害を防止し、交通の安全確保のため早急な対策が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和6年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	120,000		120,000	108,600
道路	壱岐市	50,500	33,000	17,500	17,400
合計		170,500	33,000	137,500	126,000

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 柳田A 辺地

(辺地の人口 351 人)

(辺地の面積 3.4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町牛方触、半城本村触、大浦触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町牛方触445番地1

(3) 辺地度点数

192 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道津保美1号線は、牛方地区と主要地方道郷ノ浦沼津勝本線を結ぶ路線である。終点側は、幼稚園・小学校があり、緊急車両等も頻繁に通行する路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輛の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

市道半城里線は、自然斜面の落石対策として高さ1.6mの落石防護柵工が設置されている区間である。法面施設の定期点検を実施したところ、当防護柵において、全支柱で腐食が進み、金網についても複数箇所破損が確認され、非常に危険な状態であった。鋼材の落下、落石等による第三者への被害を防止し、交通の安全確保のため早急な対策が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路	壱岐市		4,000		4,000	4,000
道路	壱岐市		20,500	13,920	6,580	6,500
合計			24,500	13,920	10,580	10,500

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 志原B 辺地

(辺地の人口 406 人)

(辺地の面積 4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町平人触、釘山触、志原南触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町平人触55番地5

(3) 辺地度点数

185 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道井鯉坂線は、石田町池田集落から郷ノ浦町志原集落へと繋がる地元住民の生活にとって身近であり、交通量が非常に多い路線であるが、路線沿いの道路構造物(法面)に変状が確認され、このままの状態では将来的に崩壊の危険があり、道路を利用される第三者への被害が予想されることから、早急な対応が求められており、施設の延命化や機能強化を図る観点からも事業の必要がある。

市道宮ノ原久喜線は、釘山集落と志原小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車輛と接触する危険性が高いため、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	7,500	5,037	2,463	2,300
道路	壱岐市	21,000	13,920	7,080	7,000
合計		28,500	18,957	9,543	9,300

総合整備計画書

長崎県壱岐市勝本町 西可須 辺地

(辺地の人口 405 人)

(辺地の面積 4.4 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

勝本町大久保触、坂本触

(2) 地域の中心の位置

勝本町坂本触764-4

(3) 辺地度点数

219 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道丘中田大久保線は、大久保触集落から国道382号線を横断し、霞翠小学校へ向かうための児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車両と接触する危険性が高いため、早急な整備の必要がある。

勝本地区第5分団の小型動力消防ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和元年度から令和5年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路	壱岐市		80,000	53,100	26,900	25,500
消防施設	壱岐市		4,627		4,627	4,600
合計			84,627	53,100	31,527	30,100

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 諸吉 辺地

(辺地の人口 905 人)

(辺地の面積 4.5 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町諸吉二亦触、諸吉東触、諸吉南触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町諸吉二亦触436番地1

(3) 辺地度点数

211 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

壱岐市立の中学校は平成23年4月1日の統廃合により、10校から4校になった。各町既存中学校1校に統合する形を取り、統合されたことにより遠距離通学となる生徒を乗せて運行するスクールバスを設置した。芦辺町においては旧田河中学校に統合されていたが、今回耐震強度不足により旧那賀中学校跡地に移転することとなったことにより、スクールバスに乗車する生徒数が増えるため2台を新たに購入する。

市道八幡芦辺線は、市道芦辺浦中央線との交差点を起点として、芦辺地区と八幡地区を結ぶ重要路線である。八幡地区には、島内有数の観光地である左京鼻・はらほげ地蔵があり、年間を通じて大型バスにより観光が多い。また、本路線内に公立保育所・小学校があり、通学路としてもかなりの交通量があるが、本路線沿いに存在する法面が点検の結果、要対策と判断され、被害があった場合、地元住民等は広域迂回が必要となる。このため、対策工を実施し、もって生活の安全を確保したい。

芦辺町諸吉南触に存在する地元住民にとって重要な市道青嶋線において、道路上に位置する青嶋大橋が、5年に一度の法定点検により、損傷が確認された。このため、長寿命化の観点からも早期の対策が必要なことから、補修を実施したい。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度から令和4年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
スクールバス	壱岐市		13,838	6,919	6,919	6,500
道路	壱岐市		5,100	3,450	1,650	1,500
道路	壱岐市		118,128	82,128	36,000	36,000
合計			137,066	92,497	44,569	44,000

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 中野郷 辺地

(辺地の人口 440 人)

(辺地の面積 4.3 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町中野郷西触、中野郷本村触、中野郷仲触、中野郷東触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町中野郷仲触1番地11

(3) 辺地度点数

202 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

芦辺地区第5分団の小型動力消防ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

市道惣清当田線は、県道勝本石田線と接続し、芦辺町中野郷地区を横断する地元住民にとっては重要な路線である。5年に一度の法定点検の結果、道路上に位置する鶴懸橋が経年等による損傷が著しく、長寿命化の観点から早期の対策が必要という判定となったことから、対策を実施したい。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市		7,157		7,157	7,100
道路	壱岐市		27,192	18,792	8,400	8,400
合計			34,349	18,792	15,557	15,500

総合整備計画書

長崎県壱岐市芦辺町 大左右・中山 辺地

(辺地の人口 502 人)

(辺地の面積 3.9 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

芦辺町箱崎大左右触、箱崎中山触

(2) 地域の中心の位置

芦辺町箱崎中山触2604番地55

(3) 辺地度点数

197 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

芦辺地区第10分団の小型動力消防ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

瀬戸・芦辺地域において、集落排水処理施設の機能保全計画に基づき、施設の改修工事を実施し施設の長寿命化を図ると共にランニングコストの平準化を目指す。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市		7,157		7,157	7,100
下水処理のための施設	壱岐市		258,155	120,000	138,155	62,300
合計			265,312	120,000	145,312	69,400

総合整備計画書

長崎県壱岐市石田町 石田 辺地

(辺地の人口 1,007 人)

(辺地の面積 4.1 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

石田町本村触、南触、石田東触、石田西触

(2) 地域の中心の位置

石田町南触944番地

(3) 辺地度点数

178 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道山崎線は、山崎漁港と県道空港線とを結ぶ路線である。筒城浜をはじめ観光施設が多数存在し、交通量も多い。本線沿いには、筒城小学校もあることから、見通しの悪い場所も多く歩行者等に危険が及んでいるため、早急に整備する必要がある。

市道深江筒城線は、深江地区集落と筒城西触の集落を結ぶ路線である。沿線には県下でも有数の文化財区域である原の辻遺跡が存在することから、諸車両の交通や歩行者も多く、観光面・生活面において重要な路線となっている。しかし、道路幅員が十分に確保されていないことから、危険な状態であるため、整備することにより交通の安全を確保したい。

市道西間4号線は地域住民にとって、生活に重要な路線であるが、道路幅員が狭く、危険な状態であることから、交通安全確保のため、道路改良の必要がある。

市道津ノ宮線は、主要地方道勝本石田線と一般国道382号と接続する幹線道路であり、大型車輛の通行が多い路線であるが、幅員が狭く、線形不良の箇所も多く存在するため、早急に整備の要がある。

平成24年2月7日に更新した石田地区第3分団1部の小型動力消防ポンプは、故障し修理費用が多額となるため修理を行っていない。そのため現在は、各分団で更新された後の古い小型動力消防ポンプを使用しており、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	93,400		93,400	87,200
道路	壱岐市	123,800		123,800	112,100
道路	壱岐市	17,800		17,800	17,800
道路	壱岐市	137,600		137,600	137,600
消防施設	壱岐市	2,412		2,412	2,400
合計		375,012	0	375,012	357,100

総合整備計画書

長崎県壱岐市石田町 筒城 辺地

(辺地の人口 721 人)

(辺地の面積 5.9 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

石田町筒城西触、筒城東触、筒城仲触、山崎触

(2) 地域の中心の位置

石田町筒城東触19

(3) 辺地度点数

190 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道山崎線は、山崎漁港と県道空港線とを結ぶ路線である。筒城浜をはじめ観光施設が多数存在し、交通量も多い。本線沿いには、筒城小学校もあることから、見通しの悪い場所も多く歩行者等に危険が及んでいるため、早急に整備する必要がある。

山崎地区において、漁業集落排水施設を中心とした生活基盤施設を整備することにより、漁業集落の生活環境の改善、環境衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図り、漁業及び漁村の健全な発展に資する。

市道筒城仲線は、筒城仲集落と筒城小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、道路脇が高低差のある崖にもかかわらず、防護柵が設置されていない。崖下に転落する危険性が高いため、早急な整備が必要である。

石田地区第4分団の小型動力消防ポンプは、購入後15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	93,400		93,400	87,200
下水処理のための施設	壱岐市	69,870	32,000	37,870	17,900
道路	壱岐市	3,088	2,088	1,000	1,000
消防施設	壱岐市	2,412		2,412	2,400
合計		168,770	34,088	134,682	108,500

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 武生水A 辺地

(辺地の人口 963 人)

(辺地の面積 3.0 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町庄触、東触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町東触658番地1

(3) 辺地度点数

165 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道郡線は国道382号線を起点とし、一般県道郷ノ浦芦辺線へ接続する地元住民にとって重要路線である。沿線には、複数の高齢者福祉施設が存在するが、現況の道路幅員が3.0m程度であり、視距も悪い急曲な箇所も多数存在することから、早急な整備を行い交通の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路		壱岐市	84,000		84,000	84,000
合計			84,000	0	84,000	84,000

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 柳田B 辺地

(辺地の人口 825 人)

(辺地の面積 4.0 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町田中触、木田触、柳田触、物部本村触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町田中触1159番地2

(3) 辺地度点数

180 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道住吉船橋線は、国道382号線との接続部を起点として、木田地区集落を横断し、県道郷ノ浦芦辺線へと接続する地域住民の生活にとって非常に重要な路線である。また、沿線の農地においては大規模な圃場整備が行われており、今後、大型農業機械や耕作者の車輛の往来が多くなることが予想されるが、道路幅員が十分確保されていないことから、危険な状態であるため、整備することにより交通の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	237,200		237,200	237,200
合計		237,200	0	237,200	237,200

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 初山A 辺地

(辺地の人口 479 人)

(辺地の面積 4.5 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町初山西触、坪触

(2) 地域を中心の位置

郷ノ浦町坪触1190番地6

(3) 辺地度点数

200 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道水畑線は、坪地区と主要地方道渡良浦初瀬線を結ぶ路線である。終点側には、幼稚園・小学校があり、緊急車両等も頻繁に通行する路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輛の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

市道片原梅津線は、片側切土区間における高さ9m程度の切土法面(無処理斜面)であり、交通量が多い主要な路線である。法面施設の定期点検を実施したところ、当該箇所において、崩壊跡及び不安定な浮石等が確認され、非常に危険な状態であった。浮石落下等による第三者への被害を防止し、交通の安全確保のため早急な対策が必要である。

市道初山中央線は、初山西集落と初山小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車輛と接触する危険性が高いため、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	74,300		74,300	74,300
道路	壱岐市	20,500	13,920	6,580	6,500
道路	壱岐市	41,582	25,357	16,225	16,000
合計		136,382	39,277	97,105	96,800

総合整備計画書

長崎県壱岐市郷ノ浦町 初山B 辺地

(辺地の人口 534 人)

(辺地の面積 5.3 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

郷ノ浦町初山東触、若松触

(2) 地域の中心の位置

郷ノ浦町初山東触1584番地3

(3) 辺地度点数

255 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道小場2号線は、初山東地区と主要地方道渡良浦初瀬印通寺線を結ぶ路線である。終点側には、幼稚園・小学校があり、緊急車両等も頻繁に通行する路線であるが、現道は急曲で幅員も狭く、車輛の通行に支障を来しており、早急な整備が必要である。

市道初山中央線は、初山西集落と初山小学校を結ぶ路線である。児童の通学路となっているが、通学時に路側帯を通行する際、交通状況に応じた幅員が確保されておらず、諸車輛と接触する危険性が高いため、早急な整備が必要である。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路	壱岐市		49,500		49,500	49,500
道路	壱岐市		50,000	34,800	15,200	15,100
合計			99,500	34,800	64,700	64,600

総合整備計画書

長崎県壱岐市勝本町 勝本 辺地

(辺地の人口 1,823 人)

(辺地の面積 0.3 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

勝本町勝本浦

(2) 地域の中心の位置

勝本町勝本浦211番地7

(3) 辺地度点数

206 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道町ノ先線は、勝本浦部と勝本中学校を結ぶ路線である。中学生の通学路となっていることもあり、諸車両の交通や歩行者も多く、生活面において重要な路線となっている。しかし、道路幅員が十分に確保されていないことから、危険な状態であるため、整備することにより交通の安全を確保したい。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
道路		壱岐市	45,000		45,000	45,000
合計			45,000	0	45,000	45,000

総合整備計画書

長崎県壱岐市勝本町 東可須 辺地

(辺地の人口 916 人)

(辺地の面積 4.9 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

勝本町東触、仲触、西戸触

(2) 地域の中心の位置

勝本町仲触1813番地2

(3) 辺地度点数

221 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

市道新城諸津線は、1級市道釘ノ尾塩谷線と接続し、江角地区を横断する幹線道路であるが、道路幅員が5.0m程度であり、視距も悪い箇所も多く見受けられる。しかしながら、周辺にJA壱岐市の肥育センター・堆肥センターがあるため、大型車両の通行が頻繁であり、一般車両との離合が困難で危険な状態であることから、早急に整備の要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業区分 事業主体	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路	壱岐市	245,800		245,800	245,800
合計		245,800	0	245,800	245,800

総合整備計画書

長崎県壱岐市勝本町 立石 辺地

(辺地の人口 514 人)

(辺地の面積 3.8 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

勝本町立石西触、立石南触、立石東触、立石仲触、湯ノ本浦

(2) 地域の中心の位置

勝本町湯本浦1番地1

(3) 辺地度点数

211 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

勝本地区第6分団の消防ポンプ自動車は、購入後20年が経過し、性能低下及び腐食も激しく、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市		20,416		20,416	20,400
合計			20,416	0	20,416	20,400

総合整備計画書

長崎県壱岐市石田町 池田 辺地

(辺地の人口 1,079 人)

(辺地の面積 5.8 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

石田町池田東触、池田西触、池田仲触、久喜触、湯岳興触、湯岳射手吉触

(2) 地域の中心の位置

石田町池田西触806番地1

(3) 辺地度点数

183 点

2 公共施設の整備を必要とする事情

石田地区第6分団1部の小型動力消防ポンプは、購入後15年が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、機械の性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

石田地区第6分団1部の小型動力消防ポンプ積載車は、購入後23年以上が経過し、性能低下及び腐食も激しく有事の際、性能を発揮できない状態で更新の必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位:千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設	壱岐市		2,412		2,412	2,400
消防施設	壱岐市		4,627		4,627	4,600
合計			7,039	0	7,039	7,000

令和4年度

一般会計補正予算書

(第3号)

老岐市

議案第 30 号

令和 4 年度壱岐市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 381,915 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22,847,951 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 6 月 9 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第1表歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		9,595,000	21,467	9,616,467
	1 地方交付税	9,595,000	21,467	9,616,467
15 国庫支出金		2,559,340	128,994	2,688,334
	1 国庫負担金	1,640,107	24,660	1,664,767
	2 国庫補助金	910,977	104,334	1,015,311
16 県支出金		2,078,240	158,954	2,237,194
	2 県補助金	1,261,969	157,781	1,419,750
	3 県委託金	113,426	1,173	114,599
21 諸収入		210,898	2,500	213,398
	4 雑収入	180,062	2,500	182,562
22 市債		1,949,500	70,000	2,019,500
	1 市債	1,949,500	70,000	2,019,500
歳入合計		22,466,036	381,915	22,847,951

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,072,854	110,969	4,183,823
	1 総務管理費	3,706,812	109,796	3,816,608
	4 選挙費	49,516	1,173	50,689
3 民生費		6,025,776	184,381	6,210,157
	1 社会福祉費	3,304,643	11,723	3,316,366
	2 児童福祉費	1,885,795	172,658	2,058,453
4 衛生費		2,253,430	38,837	2,292,267
	1 保健衛生費	1,219,666	38,837	1,258,503
5 農林水産業費		2,092,304	55,665	2,147,969
	1 農業費	1,158,248	39,968	1,198,216
	3 水産業費	884,719	15,697	900,416
8 消防費		701,614	△7,937	693,677
	1 消防費	701,614	△7,937	693,677
歳出合計		22,466,036	381,915	22,847,951

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業債	501,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	525,200	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。
民生債	12,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。	58,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借替えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	9,595,000	21,467	9,616,467
15 国庫支出金	2,559,340	128,994	2,688,334
16 県支出金	2,078,240	158,954	2,237,194
21 諸収入	210,898	2,500	213,398
22 市債	1,949,500	70,000	2,019,500
歳入合計	22,466,036	381,915	22,847,951

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費	4,072,854	110,969	4,183,823
3 民 生 費	6,025,776	184,381	6,210,157
4 衛 生 費	2,253,430	38,837	2,292,267
5 農 林 水 産 業 費	2,092,304	55,665	2,147,969
8 消 防 費	701,614	△7,937	693,677
歳 出 合 計	22,466,036	381,915	22,847,951

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
55,830	24,000	2,100	29,039
115,106	46,000		23,275
38,837			
42,675			12,990
		400	△8,337
252,448	70,000	2,500	56,967

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	9,595,000	21,467	9,616,467
	1 地方交付税	9,595,000	21,467	9,616,467
	1 地方交付税	9,595,000	21,467	9,616,467

15	国庫支出金	2,559,340	128,994	2,688,334
	1 国庫負担金	1,640,107	24,660	1,664,767
	2 衛生費国庫負担金	38,709	24,660	63,369
	2 国庫補助金	910,977	104,334	1,015,311
	2 民生費国庫補助金	154,171	90,157	244,328
	3 衛生費国庫補助金	68,266	14,177	82,443

16	県支出金	2,078,240	158,954	2,237,194
	2 県補助金	1,261,969	157,781	1,419,750
	2 民生費県補助金	108,545	115,106	223,651
	4 農林水産業費県補助金	723,541	42,675	766,216
	3 県委託金	113,426	1,173	114,599
	1 総務費県委託金	76,664	1,173	77,837

21	諸収入	210,898	2,500	213,398
	4 雑入	180,062	2,500	182,562
	3 雑入	177,072	2,500	179,572

22	市債	1,949,500	70,000	2,019,500
	1 市債	1,949,500	70,000	2,019,500

11 地方交付税 - 22 市債
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	21,467	普通交付税	21,467

1 予防接種対策費負担金	24,660	新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	24,660
1 社会福祉費補助金	90,157	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付事業補助金	5,285 84,872
1 保健衛生費補助金	14,177	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	14,177

3 児童福祉費補助金	115,106	認定こども園施設整備交付金 保育所等整備交付金	12,685 102,421
1 農業費補助金	31,317	ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業	31,317
3 水産業費補助金	11,358	持続可能な新水産業創造事業 浜の活力再生・成長促進交付金	2,003 9,355
4 選挙費委託金	1,173	参議院議員通常選挙費委託金	1,173

6 雑入（政策企画課）	2,100	コミュニティ助成金	2,100
28 雑入（消防本部）	400	コミュニティ助成金	400

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	2 過疎対策事業債	758,100	24,000	782,100
	5 民生債	12,500	46,000	58,500

節		説明	
区分	金額		
1 過疎対策事業債	24,000	過疎対策事業	24,000
2 社会福祉施設整備事業債	46,000	社会福祉施設整備事業	46,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2	総務費	4,072,854	110,969	4,183,823	55,830	24,000	2,100	29,039
1	総務管理費	3,706,812	109,796	3,816,608	54,657	24,000	2,100	29,039
	5 財産管理費	226,599	25,000	251,599		24,000		1,000
	6 企画費	1,796,135	2,100	1,798,235			2,100	
	12 新型コロナ ウイルス感 染症対応事 業費	33,908	82,696	116,604	54,657			28,039
	4	選挙費	49,516	1,173	50,689	1,173		
	4 参議院議員 選挙費	20,755	1,173	21,928	1,173			

3	民生費	6,025,776	184,381	6,210,157	115,106	46,000		23,275
1	社会福祉費	3,304,643	11,723	3,316,366				11,723
	1 社会福祉総務費	1,254,853	1,000	1,255,853				1,000

2 総務費 - 3 民生費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役 務 費	4,000	通信運搬費 運搬料 500 手数料 廃棄物処理手数料 3,500
14 工 事 請 負 費	21,000	建設工事費 (事業用資産) 改修工事
18 負担金、補助 及び交付金	2,100	事業費補助金 コミュニティ助成事業 2,100
3 職 員 手 当 等	828	時間外勤務手当 時間外勤務手当 (一般職) 828
10 需 用 費	245	消耗品費 118 印刷製本費 127
11 役 務 費	190	通信運搬費 郵便料 126 手数料 振込手数料 9 振替手数料 55
18 負担金、補助 及び交付金	53,394	負担金 県市町村行政振興協議会 154 給付費 生活困窮者自立支援金 3,240 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 50,000
22 償 還 金、利子 及び割引料	28,039	返納金 国庫支出金精算返納金 28,039
10 需 用 費	500	消耗品費 100 修繕料 施設修繕料 (その他) 400
11 役 務 費	673	通信運搬費 郵便料 673
18 負担金、補助 及び交付金	1,000	事業費補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
	2 社会福祉施設費	155,854	10,723	166,577				10,723
2	児童福祉費	1,885,795	172,658	2,058,453	115,106	46,000		11,552
4	保育所費	712,975	172,658	885,633	115,106	46,000		11,552

4	衛生費	2,253,430	38,837	2,292,267	38,837			
1	保健衛生費	1,219,666	38,837	1,258,503	38,837			
2	予防費	162,311	38,837	201,148	38,837			

5	農林水産業費	2,092,304	55,665	2,147,969	42,675			12,990
1	農業費	1,158,248	39,968	1,198,216	31,317			8,651
3	農業振興費	140,214	39,968	180,182	31,317			8,651
3	水産業費	884,719	15,697	900,416	11,358			4,339
2	水産業振興費	452,507	15,428	467,935	11,358			4,070
3	漁港管理費	65,676	269	65,945				269
4	漁港漁場整備費	124,838	0	124,838				

3 民生費 - 5 農林水産業費

節		説明	
区分	金額		
		施設整備費補助金	1,000
14 工事請負費	10,723	建設工事費（事業用資産） 改修工事	
18 負担金、補助 及び交付金	172,658	事業費補助金 施設整備費補助金	172,658

3 職員手当等	8,477	時間外勤務手当 時間外勤務手当（一般職） 時間外勤務手当（会計年度任用職）フルタイム	8,365 112
11 役務費	1,019	通信運搬費 郵便料	1,019
12 委託料	29,341	一般業務委託料 予防接種（任意接種分） 新型コロナウイルス予防接種関連業務	24,660 4,681

18 負担金、補助 及び交付金	39,968	事業費補助金 農業経営安定化支援事業補助金 ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業	1,599 38,369
18 負担金、補助 及び交付金	15,428	事業費補助金 持続可能な新水産業創造事業 浜の活力再生・成長促進交付金事業	2,671 12,757
15 原材料費	△250	維持補修材料費	△250
18 負担金、補助 及び交付金	519	事業費補助金 船溜まり整備事業補助金	519
12 委託料	15,000	建設業務委託料（インフラ資産） 調査業務 測量設計業務	13,500 1,500

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	

8		消防費	701,614	△7,937	693,677			400	△8,337
	1	消防費	701,614	△7,937	693,677			400	△8,337
		1 常備消防費	466,775	427	467,202			400	27
		2 非常備消防費	104,820	△8,364	96,456				△8,364

5 農林水産業費 - 8 消防費

節		説明	
区分	金額		
14 工事請負費	△15,000	建設工事費 (インフラ資産) 改修工事	
10 需用費	255	消耗品費	255
17 備品購入費	172	一般備品購入費 機械器具費	
7 報償費	△3,645	報償金 (品) 報償金	△3,645
8 旅費	△2,265	費用弁償 普通旅費	△2,076 △189
10 需用費	△1,134	消耗品費 消耗品費 被服費 食糧費	△100 △794 △240
18 負担金、補助 及び交付金	△1,320	負担金 県消防協会壱岐分会	△1,320

給 与 費 明 細 書

1. 一般職

(1) 総 括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(436) 564	414,329	1,807,305	1,124,698	3,346,332	626,233	3,972,565	
補正前	(436) 564	414,329	1,807,305	1,115,393	3,337,027	626,233	3,963,260	
比 較				9,305	9,305		9,305	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	54,834	11,556	28,799	32,560	111,916	2,254	1,152	8,868	17,732	29,076
	補正前	54,834	11,556	28,799	32,560	102,611	2,254	1,152	8,868	17,732	29,076
	比 較					9,305					
	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
補正後	427,803	232,763	35,885	121,668	1,100	2,058	3,242	519	913	1,124,698	
補正前	427,803	232,763	35,885	121,668	1,100	2,058	3,242	519	913	1,115,393	
比 較										9,305	

(1) - 1 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	388		1,402,520	960,874	2,363,394	461,086	2,824,480	
補正前	388		1,402,520	951,681	2,354,201	461,086	2,815,287	
比 較				9,193	9,193		9,193	

(単位：千円)

職 員 手 当	区 分	扶 養 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	管 理 職 手 当
	補正後	54,834	11,556	19,792	32,560	100,904	2,254	1,152	7,908	17,732	29,076
	補正前	54,834	11,556	19,792	32,560	91,711	2,254	1,152	7,908	17,732	29,076
	比 較					9,193					
の 内 訳	区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当	児 童 手 当	退 職 手 当	調 整 手 当	地 域 手 当	特 地 勤 務 手 当	教 員 特 別 手 当	単 身 赴 任 手 当	職 員 手 当 合 計
	補正後	288,713	232,763	32,130	121,668	1,100	2,058	3,242	519	913	960,874
	補正前	288,713	232,763	32,130	121,668	1,100	2,058	3,242	519	913	951,681
	比 較										9,193

(1) - 2 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補正後	(436) 176	414,329	404,785	163,824	982,938	165,147	1,148,085	
補正前	(436) 176	414,329	404,785	163,712	982,826	165,147	1,147,973	
比 較				112	112		112	

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

(単位：千円)

職員手当	区 分	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	宿日直手当	管理職員特別勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当	管理職手当
	補正後			9,007		11,012			960		
	補正前			9,007		10,900			960		
	比 較					112					
の 内 訳	区 分	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	調整手当	地域手当	特 地 勤 務 手 当	教員特別手当	単身赴任手当	職員手当合計
	補正後	139,090		3,755							163,824
	補正前	139,090		3,755							163,712
	比 較										112

(2) 会計年度任用職員以外の職員の給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千 円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職員手当	9,193	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	9,193	時間外勤務手当	9,193

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,235,417	19,833,999	2,065,500	2,305,119	19,594,380
(1) 総務	99,872	79,490	131,300	9,087	201,703
(2) 民生	49,252	46,419	58,500	6,229	98,690
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	954,328	840,463	175,000	138,760	876,703
(5) 商工	106,403	100,613	0	7,914	92,699
(6) 土木	424,841	533,781	201,800	59,746	675,835
(7) 公営住宅	871,461	1,045,251	108,200	30,270	1,123,181
(8) 消防	168,068	165,287	27,300	14,703	177,884
(9) 教育	909,468	854,761	44,500	82,284	816,977
(10) 辺地	1,818,873	1,892,623	363,400	248,357	2,007,666
(11) 過疎	6,630,075	6,984,527	955,500	771,653	7,168,374
(12) 合併特例	8,202,776	7,290,784	0	936,116	6,354,668
2. 災害復旧債	662,939	684,074	26,200	70,507	639,767
(1) 補助	271,902	275,307	2,800	32,945	245,162
(2) 単独	391,037	408,767	23,400	37,562	394,605
3. その他	6,331,129	6,257,308	400,000	532,454	6,124,854
(1) 臨時財政対策債	6,296,105	6,222,284	400,000	532,454	6,089,830
(2) 減収補填債	35,024	35,024	0	0	35,024
(3) 臨時税収 補填債	0	0	0	0	0
合計	27,229,485	26,775,381	2,491,700	2,908,080	26,359,001

令和4年度

国民健康保険事業特別会計補正予算書

(第1号)

老 岐 市

議案第 3 1 号

令和 4 年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 437 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,646,324 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 6 月 9 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 県 支 出 金		2,744,972	437	2,745,409
	1 県 補 助 金	2,744,972	437	2,745,409
歳 入	合 計	3,645,887	437	3,646,324

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保 險 給 付 費		2,693,162	437	2,693,599
	6 傷 病 手 当 金	1	437	438
歳 出	合 計	3,645,887	437	3,646,324

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 県支出金	2,744,972	437	2,745,409
歳入合計	3,645,887	437	3,646,324

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 保 険 給 付 費	2,693,162	437	2,693,599
歳 出 合 計	3,645,887	437	3,646,324

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
437			
437			

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	県支出金	2,744,972	437	2,745,409
	1 県補助金	2,744,972	437	2,745,409
	1 保険給付費等交付金	2,744,972	437	2,745,409

4 県支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 特別交付金	437	特別交付金 437

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	保険給付費	2,693,162	437	2,693,599	437			
	6 傷病手当金	1	437	438	437			
	1 傷病手当金	1	437	438	437			

2 保険給付費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	437	給付費 傷病手当金 437